The "A+" Personal Training 施設利用に関する規約・及び契約書

株式会社GATES Alpha (The "A+" Personal Training)を施設利用提供者とし、 様を施設利用者として、以下の通り施設利用契約を締結した。

第1条 【適用範囲・定義】

本契約は、「株式会社GATES Alpha」が運営、管理を行うThe "A+" Personal Training (以下「本施設」という) の利用契約を締結した会員に関し適用されるものとします。

第2条【名称および所在地】

本施設は、The "A+" Personal Trainingと称し、神奈川県鎌倉市腰越3丁目15番20号を所在地とします。

第3条【目的】

本施設は、トレーニングを通じて、人々の生活の質 (Quality Of Life) の向上と健全な社会の形成に寄与する事を目的とします。

第4条【会員制度】

- 1. 本施設は原則として会員制とします。
- 本施設に入会される方は、本規約を承諾し、所定の入会申込書・ 誓約書等を提出しなければなりません。
- 3. 入会者が未成年の場合は、入会申込書の同意書欄に、保護者の記 名押印が必要です。この際保護者は、本規約に基づく責任を入会 者本人と連帯して負担し、本規約に定める危険負担と、本施設の 免責につき同意をお願いいたします。

第5条【入会資格】

次の各号のいずれかに該当する者は本施設の会員になることはできません。

- A) 本規約および本施設の諸規則を遵守できない者
- B) 本申込を行う者が記載した会員と相違ないことを確認できない者
- C) 暴力団または反社会的勢力関係者と当社が判断した者
- D) 医師等により運動を禁じられている者
- E) 伝染病、その他、他人に伝染または感染する恐れのある疾病を有している者
- F) その他当社が会員としてふさわしくないと判断した者

第6条【回数券】

- 1. 会員は、入会契約締結により、入会が認められ、本施設の諸施設 を利用する権利が与えられます。
- 2. 本施設は会員に対し希望者には回数券を交付します。
- 3. 回数券は、本人もしくは利用権限を有する者のみが使用し、他の 者が使用することはできません。
- 4. 回数券にはそれぞれ使用期限があり、期限切れ後にはパーソナルトレーニングセッションを利用する権利は失効いたします。
 - A) 8回回数券 購入後十二ヶ月
 - B) 4回回数券 購入後六ヶ月
 - C) 1回券 購入後二ヶ月

第7条【ご予約方法・変更・キャンセル】

- 会員は、パーソナル契約締結時、または締結後担当トレーナーと 相談し、ご予約ください。
- ご予約の変更は原則ご予約している日の前々日21時までに所定の 連絡先へご連絡をお願いいたします。
- 3. 前々日21時までにご連絡を頂いていない場合、キャンセルはできませんので、ご利用可能セッション回数を1回分利用した扱いとさせていただきます。ただし疾病その他やむを得ない事情によりキャンセルを希望される場合であって、所定の連絡先へ連絡いただいた場合、異なる取り扱いをすることがあります。

第8条【諸規定の遵守】

- 1. 会員は本規約及び施設内諸規則、その当社が定める規則をすべて 遵守しなければなりません。
- 2. 施設および機器の使用にあたっては、記載されたルール、慣習上のルール、スタッフの説明及び指示に従うものとします。

- 3. 会員は、施設を使用している際、いかなる営利活動、ビジネス活動もおこなってはいけません。会員は他のメンバーもしくはその同伴者に対し、営業行為をおこなうことは固く禁じます。
- 4. 会員は、本施設利用にあたっては事前予約が必要です。
- 5. 会員は、1か月に3回以上事前予約を当日キャンセルされた場合に は、ご予約を制限させていただく場合があります。
- 6. 会員は、事前にご連絡が無い場合、15分経過した時点でキャンセル扱いとなります。
- 7. 会員は、パーソナルトレーニングの利用時は常に本施設が定める ドレスコードを遵守します。本施設は、パーソナルトレーニング 利用時、以下の各号に該当する方については注意または退場を命 じることができます。
 - A) ジーンズ、スーツ
 - B) ゴム草履、ゴム長靴
 - C) 裸足
 - D) ヒールが高い・滑りやすい履物
 - E) スパイクシューズ等施設利用にあたり器具を傷つける可能 性のある履物
 - F) その他、本施設が運動に相応しくないと判断した服装、履物
- 8. 本施設敷地内での禁止行為
 - A) 喫煙
 - B) 法律で禁止された薬物等の使用
 - C) 賭博行為
 - D) 誹謗中傷・嫌がらせ・暴力行為

第9条【入場の禁止および退場】

本施設は、以下の各号に該当する方の入場の禁止または退場を命じる ことができます。

- A) 本規約および本施設の諸規則を遵守しない者
- B) 暴力団関係者または反社会的勢力関係者
- C) 医師等により運動を禁じられている者
- D) 伝染病、その他、他人に伝染または感染する恐れのある疾病を有している者
- E) 不適切な言動で他の人間に迷惑をかける者
- F) 飲酒等により正常の施設利用ができないと認められた者
- G) 著しく不潔な身体または服装により他の人間に迷惑を及ぼ す者
- H) 許可なく館内を撮影した者
- I) 当社が会員としてふさわしくないと判断した者

第10条【休会および復帰】

- 1. 会員は、疾病、その他やむを得ない事由で本施設を1ヶ月以上利用できないと休会を希望する場合には、メールや公式LINEなどで文書に残る形で手続きを行うことができます。
- 2. 休会していた会員は、復帰希望の旨を通知することで本施設に復 帰扱いとなります。

第11条【退会】

- 1. 会員が自己都合により本施設を退会する場合は、メールや公式 LINEなどで文書に残る形で手続きを行うことができます。
- 2. 退会手続を行なった場合、復帰希望の際に再度入会手続きが必要となります。

第12条【諸手続き】

- 1. 会員が入会申込書に記載した内容に変更があったときは、速やか に変更手続をしなければなりません。
- 2. 本施設より会員に通知する場合は、会員から届け出のあった最新 の住所あてに行うものとし、会員から届け出のあった最新の住所 あてに通知が発信されたときは、通知未達等発信後の責を負いま せん。

第13条【会員資格の停止および除名】

- 1. 当社・本施設は、会員が次の各号に該当するときは、本施設への 入館を一時停止、または当該会員を本施設から除名することがで きます。
 - A) 第8条第1項に違反したとき
 - B) 会員・本施設従業員に対する迷惑行為および本施設内における宗教活動、営業行為、その他本施設の目的に反する行為により、本施設の秩序を乱し、または本施設の名誉・品位を著しく傷つけたとき
 - C) 規約その他、当社の定めた諸規則に違反したとき
 - D) 痴漢、覗き、露出等公序良俗に反する行為が認められたと き
 - E) 会費その他の債務を滞納し、当社からの催告に応じないと き
 - F) 入会に際して加盟店に虚偽の申告をした、または第5条に違 反していることを故意に申告しなかったと判明したとき
 - G) 本施設の施設・什器を故意または過失により破損したとき
 - H) その他、会員としてふさわしくない言動があったと当社が 認めたとき
- 2. 第1項による本施設から除名された会員に対しては、除名後の会費について、前納分あるいは会費その他諸費用等の既払分を返還することはいたしません。

第14条【資格喪失】

会員は次の場合にその資格を喪失します。

- A) 退会
- B) 死亡
- C) 除名
- D) 当社の運営上重大な理由により本施設を閉鎖したとき

第15条【会員資格の譲渡禁止等】

本施設の会員資格は、本人限りとし、第三者への譲渡、売買、貸与、 名義変更、質権の設定その他の担保に供する等の行為もしくは相続そ の他の包括継承はできません。

第16条【会費、手数料および利用料】

- 1. 入会費及び回数券費用は、初回トレーニングまでにこれを支払わなければなりません。
- 2. 会費は、当社が定める方法で支払うものとし、既納の会費は、原則として理由の如何を問わずこれを返還しません。

第17条【会費、手数料および利用料等の改定】

- 当社は、別に定める会費・手数料または利用料等の改定を行うことができます。
- 2. 前項の改定を行なう場合、当社は1ヶ月前までに会員に告知するものとします。

第18条【営業日および営業時間】

本施設の営業日および営業時間については、別に定めます。

第19条【施設の利用制限・休業】

当社は、次の理由により施設の全部または一部の利用を制限することがあります。その場合、1週間前までにその旨を告示します。ただし、気象災害等によって緊急を要する場合はこの限りではありません。

- A) 気象・災害等により会員にその災害が及ぶと当社・本施設 が判断し、営業を困難と認めたとき
- B) 施設の点検、補修または改修をするとき
- C) 法令の制定、改廃、行政指導、社会経済情勢の著しい変化、その他止むを得ざる事由が発生したとき
- D) その他当社が休業を必要と認めるとき

第20条【施設の閉鎖・変更】

当社・本施設は次の理由により本施設の全部または一部を閉鎖または 変更することがあります。

- A) 気象・災害等により会員にその災害が及ぶと本部・加盟店 が判断し、営業を不可能と認めたとき
- B) 法令の制定、改廃、行政指導、社会経済情勢の著しい変化、その他経営上の止むを得ざる事由が発生したとき

第21条【賠償責任】

- 1. 本施設内で発生した紛失、盗難、傷害その他事故について当社は 一切の責任を負いません。会員は、自己の責に帰すべき原因によ り、本施設の施設または第三者に損害を与えた場合は、速やかに その賠償責任を果たさなければなりません。
- 2. 本施設のご利用にあたり、会員の責において本施設の機器・用具 に破損が生じた場合、損害に伴う修理代等は全額、 当該個人に 負担して頂きます。
- 3. 忘れ物・放置物については、原則として1ヶ月間保管した後に処 分させていただきます。
- 4. 当社は安全のために細心の注意を払いますが、どのようなエクササイズも身体への負担がかかる恐れがあります。当社でのトレーニングを希望される方はそれらの危険に対するリスクを理解し個人的な事故・傷害への一切の責任を問う権利を放棄することに同意していただきます。
- 5. 本施設の利用に関連して会員に生ずる可能性のあるいかなる傷害、死亡、その他の損害について、予測可能な損害であるか否かに関わらず、株式会社GATES Alphaの従業員および関係者が故意、重過失である場合を除き、その責任の全てを会員自身が負うものとし、株式会社 GATES Alphaの従業員および関係者は、会員自身、あるいは会員の家族、相続人、受遺者その他の利害関係人からのいかなる請求について受けないものとします。

第22条【解散】

- 1. 本施設は止むを得ざる事由が発生した場合には、3ヶ月前の予告をすることにより、本施設を解散することができます。
- 2. 解散の事由が天災、地変、公権力の命令、強制その他の不可抗力 である場合には、前項の予告期間を短縮することができます。
- 3. 本施設の解散の場合、当社は会員に対し、特別の補償は行いません。

第23条【通知予告】

本規約および本施設の諸事情に関する通知または予告は、本施設所定の場所に提示する方法により行います。

第24条【本規約その他の諸規則の改定】

当社は、本規約、細則、利用規定、その他本施設の運営、管理に関する事項を改定することができます。

また、その効力はすべての会員に適用されます。

第25条【適用法および専属的合意管轄裁判所】

この員規約に関する準拠法は、日本法とします。会員と当社及び本施 設の間で訴訟の必要が生じた場合、東京地方裁判所を当該訴訟の第一 審専属的合意管轄裁判所とします。

第26条【正本】

当社は、本規約を外国語に翻訳し日本語と外国語との対訳形式で本規約を発行することができるものとします。ただし、外国語との対訳形式による規約において、日本語による規約と外国語による規約に不一致がある場合は、日本語版を正本とします。

第27条 (協議)

本契約に定めのない事項及び疑義を生じた事項については,その都度 双方誠意をもって協議し,定めるものとする。本契約の成立を証する ため,会員は本書を保管、当社は別紙の署名済み同意書を保管する。

附則.

本規約は2016年4月1日より発効します。

年 月 日

神奈川県鎌倉市腰越3丁目15番20号 株式会社GATES Alpha 代表取締役 山中徹雄 印